

吉川市告示第 1 号

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業業務コンサルタント選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年1月6日

吉川市長 戸張胤茂

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業業務コンサルタント選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業に関する調査、計画、設計、業務支援等の業務を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募型のプロポーザル方式により公平かつ適正に選定するため、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業業務コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル参加者の資格要件、選定評価基準の決定に関すること。
- (2) 企画提案の最優秀者の特定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要なこと。

2 選定委員会は、前項の規定による結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱するほか、都市建設部長をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 吉川市都市計画審議会委員の職にある者
- (3) 埼玉県職員のうち建設行政に携わっている者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理)

第5条 第3条第2項第3号により委嘱された委員に事故あるときは、当該関係機関におけるその者の職務を代理する者を議事に参与させ、又は議決の数に加えることができる。

(会長等)

第6条 選定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。